

一般演題13-3

沖縄県における減圧症患者治療後の指導についての現実

清水徹郎 赤嶺史郎 向畑恭子

南部徳洲会病院 高気圧酸素治療部

【緒言】

沖縄県を訪れるレジャーダイバーは年々増加し、これにともない潜水事故も増加している。減圧症に対する治療はもはや確立された感があり、治療方針は当施設ではほぼ統一された方針で治療に当たっている。患者が県内在住であればよほどの重症例でなければ大きな問題を生じることはまれである。これらの観光客に対してはその後のフォローアップを含めて考慮すべき点があり、我々の経験を述べる。

【現状】

沖縄県文化観光スポーツ部の報告によれば平成25年度に沖縄を訪れた観光客は過去最高の658万300名に上り、このうちの6.6%はダイビングを行っており、計算上のべ43万名以上のダイバーが訪れている計算になる。減圧症の発症数は正確には把握されていないと思われる。当施設では、減圧症に対する初回標準治療はTable-6としている。この理由は初診時に軽症に見えてもType-IIへ移行する症例が存在することに加え、これらの遠隔地からの患者に対しては短期間の治療が要求されるため、再発の予防を念頭に置き初回に徹底的に治療を行う点にある。潜水後の高所移動の危険性は以前より警鐘が鳴らされていたが、ダイバーの増加と、個人零細企業の薄利多売経営により、潜水から航空機移動までの時間が十分に取れていない実情が沖縄にはある。また、潜水後の航空機搭乗に対しては明確なガイドラインがあるが、減圧症治療後の航空機搭乗については様々な意見があるように思われる。当学会のテキストにも治療後に何らかの症状が残存している場合、72時間は航空機搭乗禁止とされている。治療後で無症状の患者をすぐに航空機で地元まで帰して良いかといわれると、常識的にはNOであろう。実際、那覇から東京までの移動を航空機と、海上+陸上輸送で比較すると価格はさほど変わらないが、時間がかかるのは当然である。しかし、多くの県

外の観光客はいわゆるパッケージツアーを使用しているため、復路の搭乗便のキャンセル変更はできない。また、比較的若年者の患者は休暇をぎりぎりまで沖縄で過ごすため「どうしても月曜日までには帰らないといけない。」などと訴えるのが常である。これらの経済的・社会的事情により、やむを得ず治療後の指導を守らずに航空機で地元へ帰る患者が多い。当然、当施設で再圧治療を行った患者には診療情報提供書を持参させるが、地域によっては再圧治療可能な施設がない場合もあることは、安全協会の施設一覧を見ても明白である。

一方、治療後の潜水復帰についても一定のコンセンサスが得られており、当学会のテキストにも記載されている。県内レジャーダイバーの多くはこれらを理解し、同意書を作成した上で治療終了とすることが多いが、コマーシャルダイバー、特に個人経営の漁業関係者は治療翌日から職場復帰するものがほとんどである。彼らの多くは個人経営であり、労災保険にも加入していない。潜水しなければ生活が成り立たない状況下にある。現在、沖縄県内で発症する減圧症で問題となるのは久米島、宮古島など深度が比較的深いポイントで発生した患者であるが、沖縄本島以外に再圧治療可能な施設は県立八重山病院の第一種装置のみである。沖縄本島にある海軍病院も財源確保が困難となり、減圧症治療を中止している状況である。

【結語】

かくのごとく減圧症を取り巻く状況には厳しいものがあるが、さしあたって今できることは減圧症を発症しがちな要因の除外と万一の際に沖縄県内と各地域の再圧治療施設の連携を強化することであると考える。

【参考文献】

- 1) 平成25年度観光統計実態調査概要版 沖縄県文化観光スポーツ部 2014.3
- 2) 高気圧酸素治療法入門 第5版 日本高気圧環境・潜水医学会 2008.6
- 3) 大岩弘典 新しい潜水医学 水中造形センター 2003